

はじめに

「山野慣行成跡取調上申書」（当館蔵、県庁戦前A農業三六三、三六六～三九二）とは、明治十三～十四年にかけて山口県租税課地理掛が県内各村から入会地の慣行・成跡（過去の実績、結果）を上申させ、地租を賦課するための前提となる官民有区分の判断材料とし、また、その判断結果をめぐる紛擾によって作成・收受された文書を綴じ込んだものである。

この「山野慣行成跡取調上申書」は、既に先学の研究に引用されているが<sup>(1)</sup>、部分的な引用に止まり、文書群における山林原野地租改正は、田畠宅地の地租改正終了

### 〈史料紹介〉

## 「山野慣行成跡取調上申書」について

伊藤一晴

全体の成立・性格について論究したものはない。

本稿ではこの「山野慣行成跡取調上申書」の作成経緯を整理し、その性格を明らかにしたい。

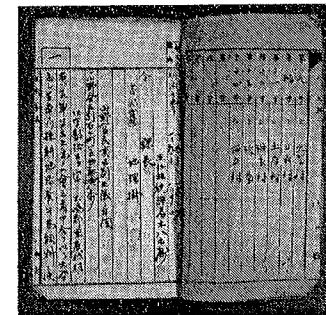
### 一 作成経緯

表1：「山野慣行成跡取調上申書」一覧

簿冊表題	請求番号
山野慣行成跡取調上申書 大島郡	県庁戦前A農業 366,367
〃 都濃郡	〃 368,369,370
〃 熊毛郡	〃 371,372
〃 玖珂郡	〃 373,374,375
〃 佐波郡	〃 376,377
官民有未定地取調其他請願書 佐波郡	〃 363
山野慣行成跡取調上申書 吉敷郡	〃 378
官民有未定地取調其他請願書 吉敷郡	〃 379
〃 厚狭郡	〃 380,381
〃 美祢郡	〃 382,383,384
〃 豊浦郡	〃 385
〃 大津郡	〃 386
〃 阿武郡	〃 387,388,389,390,391



写真1 「山野慣行成跡取調上申書」計27冊



「山野慣行成跡取調上申書 大島郡」(県庁戦前A農業366)

後、明治八年（一八七五）四月より開始された<sup>(3)</sup>。御立山の中で民間に払い下げられなかつたものは官有地に、合壁山は民有地にそれぞれ区分されたが、山野に関してはその所有主を決定する作業が難航した。一方で当初県は田畠宅地の地租改正と同様に、山林原野に関しても穂ノ木（字）ごとの丈量は行わない方針であったが、政府の了承が得られなかつたため、明治十年（一八七七）四月、丈量方法を含めた「山林調査心得書」<sup>(3)</sup>を示し、再び調査を開始し、明治十四年（一八八一）一月に漸く認められた。但し、この時点では山野については、

とあり、「従来官民有未定」の山野については、明治十三年五月から実地調査に着手し、明治十四年六月には調査終了の予定であることを記している。

この後、同年九月、県は調査結果に基づき山野の官民有区分について独自の判断基準を作成し、農商務省に伺い<sup>(8)</sup>、同十月には農商務省の許可を得た上で<sup>(9)</sup>、その基準に従い官民有未定地であった山野を一括して官有地に編入することを決定した。そして明治十五年二月十日付でこのことを各郡に達している（傍線筆者）。

とある通り、依然として調査中であった。ほぼ同時期の

「関口隆吉県令事務引継書」<sup>(10)</sup>には

先般山林原野官民有区別調査二付、各村総代ヨリ従来ノ慣行成跡等申出有之候処、今般右区別決定致候テハ此際

別段之達無之分ハ何レモ民有ノ証左成跡無之モノニ付給

テ官有地ト可相心得、最将来芝草等採用ノ義ハ追テ何分

可相達候条、右之趣関係人民へ可申聞旨各村戸長役場へ

可相達此旨候事

但此際別段相達候地所ノ儀ハ当序ヨリ直チニ其村戸長役場へ相達候条、其旨可相心得候事

明治十五年二月十日<sup>(19)</sup>

傍線部にある通り、この官民有区別調査において、「各村総代ヨリ從来ノ慣行成跡等申出」が行われたことが確認できる<sup>(20)</sup>。

以上、これらの史料と実際の「官民有未定地慣行成跡取調ニ付上申」ではじまる上申書（後掲）とを照らし合わせて見ることにより、官民有未定地調査の際に各村総代から提出された上申書が、この「山野慣行成跡取調上申書」であることが確認できる。

「山野官民有区別之儀ニ付伺」は、各村からの上申に対し、理由を掲げて官有地編入の決定を諮詢したのである。但し、この調査段階で境界紛争が起つてゐる場合は「山野境界ニ付伺」などの境界を糾すための起案が先頭にきている。上申書には総代<sup>(21)</sup>が連印し、戸長申書ともに複数部となる。

同文（「山野官民有区別之儀ニ付伺」）は、大島郡東屋代村御字数拾三ヶ字の大島郡東屋代村右ハ芝草生立之為メ入会之者申合ヲ以テ火入ヲ為シ芝草ヲ刈採耕地培養牛馬飼料ニ使用スル之慣行ニテ他ニ民有之証左成跡等一切無之、尤前陳慣行之外種々之申立及ヒ從前之申合書ニ通有之候処、毫モ地盤之進退ニ關係無之候間、農商務省御指令第十条ニ照準官有地ニ御決定可相成哉、此段相伺候也

以上が基本的な構成であるが、郡あるいは村によって構成が異なる場合もある。

### 三 記載内容

大島郡東屋代村（事例1）、吉敷郡平井村（事例2）の例と吉敷郡各村から提出された上申書の内容を整理した表を掲げる。

#### 【事例1 大島郡東屋代村】

明治十五年 一月七日奉  
一月九日上達

一月七日出  
一月十日決  
……〈別紙〉……  
（ここまで県起案用紙）

主任租税課 名木八等属（印）  
課長（印） 地理掛（印）（印）（印）  
書記官（印）

字鬼ヶ頭  
一山野反別九町五反拾弐歩  
但芝草生山野  
大嶋郡 東屋代村

右東北ハ当郡西三蒲村山野境、東南ハ当村字段山野  
境、西北ハ当郡西屋代村山野境、西南ハ当村字天狗

山野官民有区別之儀ニ付伺

「山野慣行成跡取調上申書」について（伊藤）

烟及谷民林境

一当村入会ニ御座候事 但芝草トモ惣テ採用 同郡

一山野反別五町式反五畝歩 同村

字段

但シ芝草生山野

右東ハ当郡東久賀村山野境、南ハ当村字赤ノ水山野

境、西ハ当村字段民林境、北ハ当村字鬼ヶ頭山野境

一当村入会ニ御座候事 但芝草トモ惣テ採用

(中略)

以上拾三ヶ字同一ノ慣行成跡如左

一芝草生立ノ為メ季冬早春ノ頃火入シ或ハ荊棘等伐除スル時ハ其最寄ヘ耕地所有ノ者順番或ハ雇人ヲ以テ火入ヲ施行シ、且ツ延焼等無之様周旋セシメ來リ候事

但費用アレハ其最寄ノ耕地持主ヨリ支出シ來リ候事

一近隣ノ山野火入ニテ若シ延焼等有之時ハ其最寄ノ耕地所有ノ者ヨリ防御シ來リ候事

但シ費用アレハ前条但シ書ニ同シ

一芝草刈採使用スルハ古来全ク耕地培養ノ為メナレトモ

或ハ牛馬ノ飼料ニ充ツ、当初ノ年月不詳

一芝草ノ未タ十分ニ長セサルヤ堅ク刈採リヲ禁止ス、小満ノ節前九十五日位各組々順番等ニテ山守ヲ置キ漫ニ刈採リノ者ヲ防キ來リ候事

但シ芝草未タ長セル中チ漫リニ刈採ル者ハ其年中山野ニ入ルヲ禁シ來リ候、尤モ他村ノ者ハ此限ニハ無

滿ノ節前九十五日位各組々順番等ニテ山守ヲ置キ漫ニ刈採リノ者ヲ防キ來リ候事

一他村ヨリ此山野ニ入り芝草刈採ル者ハ見当リ次第其ノ刈タル芝草ヲ取戻シ來リ候事

一小満ノ節前芝草既ニ長シ山田マサニ耕耘ノ時ニ至ラントスレハ當村ノ内各組ノ頭タル者一名ヲ出シ集会熟議ノ上、草刈初ノ日ヲ期シ偏ク各組々ヘ通知シ而シテ始

テ山野ニ入ル、之ヲ山ノ口開クト申來リ候事

一但在昔草刈初日定日アリテ年毎ニ取極メ不申候事  
一夏草（二番ニ生立タル分）刈採ハ刈初ノ期日等無之、只農業ノ間暇ヲ以テ刈採リ、蒸草或ハ干草ニシテ将来

耕地ノ培養ニ備ヘ來リ候事

但在昔ハ申合ヲ以テ夏草刈採不仕事モ有之候事

一当村山野ハ全ク當村耕地培養ノ草採場ニテ古來ノ慣行

少シモ相替儀無之候事

但シ山野諸議定書ニ通写シヲ以テ相添差出シ候事

右ハ成跡慣行及ヒ証左ノ有無取調候處、前記之外一切無之候、此段上申仕候也

周防國大島郡東屋代村總代 明治十三年六月二十六日 藤山莊作（印）

吉田義之助（印）

藤田耕吉（印）

……〈別紙〉……

山口県令関口隆吉殿

前書東屋代村總代藤山莊作吉田義之助藤田耕吉上申之通

官民未定地慣行成跡御取調ニ付上申

相違無之候也

明治十三年六月

戸長福田幹輔（印）

大島郡東屋代村

字眼光

一山野反別八反歩

吉敷郡

平井村

（ここ以降、戸長役場野紙）

表2：吉敷郡の例

村名	総面積(町)	字数	目的	管理	山役石等	備考
			耕地 牛馬 薪	林 火入 伐採 切削	山量	
仁保上郷村	210.1000	16	○	○	○	○
仁保下郷村	180.0000	1	○	○	○	薪炭を販売
仁保下郷村	28.5000	1	○	○	○	薪炭を販売
仁保下郷村	60.0000	1	○	○	○	耕地肥料・薪を販売
仁保下郷村	1.5000	1	○	○	○	
仁保下郷村	6.0000	1	○	○	○	耕地肥料・薪を販売
仁保下郷村	2.1000	2	○	○	○	
仁保下郷村	72.0000	1	○	○	○	耕地肥料・薪を販売
仁保中郷村	116.7000	12	○	○	○	
上小鯨村	3.7000	5	○	○	○	△一部納入
下小鯨村	304.5417	30	○	○	○	△一部納入
長野村	70.0000	1	○	○	○	蘭草芝を道路修繕に使用
長野村	1.2000	2	○	○	○	
矢田村	3.0000	2	○	○	○	
御堀村	63.5000	1	○	○	○	
御堀村	27.5000	7	○	○	○	
御堀村	5.9000	1	○	○	○	
平井村	30.3000	5	○	○	○	
黒川村	300.0000	7	○	○	○	
朝田村	22.8000	1	○	○	○	
朝田村	9.0000	1	○	○	○	
朝田村	27.0000	1	○	○	○	
朝田村	32.1000	1	○	○	○	
朝田村	11.7000	6	○	○	○	
朝田村	29.9000	1	○	○	○	
吉敷村	130.8100	10	○	○	○	
中尾村	169.9000	6	○	○	○	
中尾村	0.2100	2	○	○	○	
上宇野令村	160.0000	4	○	○	○	
下宇野令村	47.1210	7	○	○	○	
宮野上村	440.9400	48	○	○	○	
宮野下村	165.0600	9	○	○	○	
台道村	4.2215	2	○	○	○	
切畑村	121.8201	9	○	○	○	年々砂留
切畑村	1.7607	1	○	○	○	
切畑村	11.7318	1	○	○	○	
秋穂東本郷村	29.6907	1	○	○	○	
秋穂西本郷村	4.1023	2	○	○	○	
陶村	46.0501	5	○	○	○	
名田島村	12.7521	1	○	○	○	年々砂留
鋸銭司村	158.8611	17	○	○	○	
上郷村	44.4600	25	○	○	○	年々薪類切払
上郷村	270.2100	80	○	○	○	
下郷村	54.2200	11	○	○	○	
嘉川村	298.3000	28	○	○	○	
江崎村	181.9029	26	○	○	○	
佐山村	62.8526	1	○	○	○	
井関村	6.6500	6	○	○	○	
井関村	193.0500	3	○	○	○	瀬井堤防用
東岐波村	38.1320	10	○	○	○	水路砂防修繕用
西岐波村	90.6121	35	○	○	○	

\*耕地：耕地培養 牛馬：牛馬飼料 薪：薪として使用 修繕：道路等整備に使用  
※記載内容が起案文と上申書で異なる場合は、上申書を尊重した。

但芝草立木生立山野  
右東ハ当村耕地ヲ境、南西ハ当村民林ヲ境、北  
ハ当村耕地ヲ境  
一当村中入会  
但芝草立木採用仕来候事  
以上五字同一慣行成跡如左之  
(中略)  
一此山野ニ係リ民間往復書等無之  
一芝草刈採之後耕地肥料之外使用販売仕候儀無之  
一立木伐採之后薪炭ニ仕立使用之外販売等仕候儀無之  
一当村中熟議ヲ以地盤之進退ニ閥スル行為無之  
右ハ成跡慣行及証左之有無取調候處、前記之通聊相違無之  
之、此段上申仕候也

吉敷郡平井村總代

明治十三年三月廿三日 湯浅勘左衛門 (印)

西村与兵衛 (印)

重升弥三郎 (印)

山口県令閻口隆吉殿

吉敷郡平井村總代

明治十三年三月廿三日 湯浅勘左衛門 (印)

西村与兵衛 (印)

重升弥三郎 (印)

山口県令閻口隆吉殿

一芝草立木採用当初之年曆不詳  
一樹木植付等無之  
一近隣山野火入之延焼ヲ防ク之手當等無之  
一此山野ニ当ル米金上納無之  
一入会差縫等從來無之

一此山野ニ当ル米金上納無之  
一此山野ニ係リ官民往復書等無之

奥書仕候也

平井村黒川村戸長

明治十三年三月廿三日 池田兵衛 (印)

事例1・2の通り、上申書は基本的に、同一慣行山野の①字名②四至境界③入会の村・組名④慣行内容が記される。

④慣行内容については山役石等の上納はもちろん、火入慣行やそれに付随する火道切り・山番の有無等が細かく記載されている。また税（山役石等）の上納については別紙書類が添付されている場合が多い。④慣行内容の記載方法については事例1・2が大きく異なっているよう、郡毎に違がある。

#### 四 問題点及び特記事項

既述した通り、各村からの上申書は地租を賦課するための前提となる官民有区分の判断材料として使用されたものである。よつて各村からの上申は、各村がその所有権を主張するかどうかによって微妙に変化すると考えられよう。

明治三十六年（一九〇三）、林野下戻運動成功の後にまとめられた「林野下戻申請始末大要報告」<sup>(13)</sup>には次の

ように記されている。

吾山口県ノ林野ハ過ル明治九年以後官民有区別調査ノ際、明治八年地租改正事務局ノ令達アルニ関セス當時民間有力者ノ課税ヲ恐レタルト当局吏員ノ調査誤謬アリタルトニ依リ、全然民有ニ帰セサルヘカラサル林野ヲ官有ニ編入シ（以下略）

この記述によると、「民間有力者」が課税を恐れたために、山野の民有地化を敬遠したという。官民有地区分の判断材料となることが明らかであつた上申書の性格上、地域によっては上申内容が消極的になつた可能性も否定できない。

しかし、このような問題点を包含しながらも、なお特筆すべき二つの点を挙げておきたい。まず一つ目は全県下の入会地の状況を網羅している点である。藩政期における入会地の状況を伝える史料として最も有名なものは

#### 『防長風土注進案』であろう。但し『注進案』では草肥

の有無について触れるのみで、その具体的な面積・慣行内容等は伺い知ることができない。よつて入会慣行の具体的な様子が鳥瞰できる当文書は重要であるといえよう。また、従来入会地として一括して見られてきた山野に様々な形態があることも確認できる。表2にまとめた吉敷郡の例を見ても明らかに通り、同じ山野であつても

①火入慣行・山番設置などが見える積極的な関与、②自然性の芝草を利用するのみの消極的関与に二分できるし、またその利用目的も①耕地培養・牛馬飼料に利用する基本的利用、②普請利用、③薪炭製造・販売の商業的利用など多岐に及ぶこと、また火入慣行についても①草繁茂の為の火入れの他、他の郡では②鳥獸被害防止の為の火入れも行われており、同じ火入れであつても土地により人々の関与の仕方が大きく違うことが確認できる。

二つ目は従来その経緯が明らかでない入会地の官有地編入についても、若干の新知見が得られる点である。

「山野慣行成跡取調上申書」について（伊藤）

山林原野官民有区別ノ義ニ付伺

当県管下各村山林原野官民有区別未定ノ分、今般従来ノ成跡慣行等篤ト取調ノ上所有定方左ニ相伺候条、至急何分ノ御指揮相成度候也

但本文伺済ノ上ハ土地払下処分及ヒ使用料徵収方等夫々取調ノ上更ニ一筆限開申可致積ニ有之候

明治十四年九月一日

山口県令原保太郎

農商務卿河野敏錦殿

前略

第二十七条

前条ノ内村方ニヨリ旧藩中山役石ト唱ヘ石高壹石ニ付藩札拾匁ノ割ヲ以テ多少ノ金錢ヲ納メ來リ、村簿ニハ單ニ高何程山役石トノミ記載有之、又各村ノ口碑ニ伝フル処ハ村内ノ山野へ対シ納メ來ルト迄ニテ其原由不明瞭ニ候

得共、役石ノ名称ハ特リ山役石ノミナラス旧藩政中浮役

石ト唱ルモノ数多（鮎川役石・紙船役石・鉄砲役石ノ類）

有之、何レモ民有ノ地税ニ非ス、只其營業上ヨリ生スル冥加錢ノ類ニシテ民有山林税ノ如キハ別ニ山立銀ト唱ヘ

収税シ来レルヲ新置県ニ際シ山林税ト改称、去ル明治九年（地租改正期限年度）迄連綿其称呼ヲ存シ右山役石ト殊別アルハ當時村簿ノ上ニ明ケシ、因是観之、右山役石ナルモノハ所謂山手米手米杯ト其性質ヲ同フシ全ク下草使用料ニ相当スルモノト被存候間、仮令一ヶ字ノ山野ニ対シ納メタルコト判然シタルモノト村内一般ノ山野ニシナタルコトヲ碑ニ伝フルモノトヲ論セス、如斯名稱ヲ以テ多少ノ金錢ヲ納采ルモ概シテ民有ノ証トハ難見認義ト相心得可然哉

書面第廿二条ヨリ第廿六条ニ至ル五ヶ条ハ箇所限其成蹟

慣行等詳細取調、証拠物相添可伺出、其他各条伺ノ通可

相心得候事

以上の史料は、「山野慣行成跡取調上申書 吉敷郡」官野上村部分に綴じ込まれてゐるものである。この史料は写しであり、また省略されているため、全貌を知ることはできないが、この史料から山野の官民有区分にあたり、県が農商務省へ二十七条にも及ぶ詳細な官民有区分の判断基準を提示し、その是非を伺つていたことが判明する。山林原野の官民有区分については、住民が先に行われた耕宅地の地租改正の経験により、山野の民有地化を怠つた例や、一方で政府の意図に忠実な地方官僚の活動によつて入会地の官有地化が積極的に図られた例が指摘されているが<sup>(1)</sup>、山口県における事例検討の有力な手がかりになると思われる。

#### 四 おわりに

以上見てきた通り、この「山野慣行成跡取調上申書」

は明治初期山口県における入会地の状況、入会地に対する人々の関与の仕方、さらには林野下戻運動へと連なる

入会地の官有地編入過程など検討する上で、貴重な文書であるといえよう。

とから、人々が入会山・草刈場のことを「さん」<sup>(2)</sup>と読み慣わしていたことが窺える。

<sup>(1)</sup> 「山口県地租改正沿革誌」（県庁戦前A総務一六九）ほか。  
<sup>(2)</sup> 「山口県布達達書」（明治期山口県布達類二七）。「山口県史資料編近代4」（二五〇頁）所収。  
<sup>(3)</sup> 「地租改正事務局別報」一七三号。

<sup>(4)</sup> 県庁戦前A総務九〇。

<sup>(5)</sup> 四 問題点及び特記事項参照。

<sup>(6)</sup> 註（8）参照。

<sup>(7)</sup> 「林野下戻申請始末大要報告」県庁戦前A総務一九五。この

達は大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷、阿武、豊浦郡役所宛に出されたもの。大津郡、美祢郡、厚狭郡役所、赤間関区役所に対しては、例外なく官有地とするなどを告げる文言となつてゐる。この達により入会地が官有地に括編入されたことが、後の七万町歩に及ぶ林野下戻運動の要因となつた。

「山口県近世史研究要覧」という両説があるが、山口県周防大島出身である宮本常一が著書の中で、周防大島における入会山・草刈場のことを「サンノ」「ノサン」と記している（『家郷の訓』父親の號、「私の日本地図 周防大島」）こ

「山野慣行成跡取調上申書」について（伊藤）

山野官民有未定地為取調不日官吏出張可致ニ付、該地盤并ニ

入会之有無ニ拘ラス各村々ニ於テ右ニ閔スル事柄悉皆負担セシメ候心得ヲ以、二名以上ノ總代豫テ選定為致置候様所管内

戸長工無遗漏達方可取計、此旨相達候事

明治十三年六月一日

山口県令関口隆吉（印）

〔地理関係諸達〕佐波郡役所文書1)

とあるように、この調査に先立ち予め選定された人々である。

(2) 前掲註(1)参照。

(3) 県庁戦前A総務一九五。

(4) 有元正雄「山林原野における地租改正」（史学雑誌）第六十九編第九号、一九六〇年九月。